

介護保険・介護予防では自立支援のために こんなサービスが利用できます

※「自立」「事業対象者」「要支援 1・2」「要介護 1～5」については P.10～11 を参照してください。

サービスの種類	利用できる人				掲載ページ				
	自立	事業対象者	要支援 1・2	要介護 1～5					
通所して利用する	●日常生活の支援を受ける。 ●運動、レクリエーションを行う。	通所介護	×	×	×	○	→P.20		
		地域密着型通所介護	×	×	×	○	→P.26		
		介護予防型デイサービス	×	○	○	×	○	→P.29	
		活動型デイサービス	×	○	○	×	○	→P.29	
		(介護予防) 認知症対応型通所介護	×	×	○	○	○	→P.26	
	●専門職による機能向上訓練を短期集中的に行う。 ●リハビリテーションを行う。	通所型短期集中予防サービス	×	○	○	×	○	→P.29	
		(介護予防) 通所リハビリテーション	×	×	○	○	○	→P.20	
		訪問介護	訪問介護	×	×	×	○	○	→P.21
			夜間対応型訪問介護	×	×	×	○	○	→P.26
			介護予防型訪問サービス	×	○	○	×	○	→P.28
●家事など日常生活の支援を受ける。	生活支援型訪問サービス	×	○	○	×	○	→P.28		
	生活サポート事業	×	○	○	×	○	→P.28		
訪問を受けて利用する	●専門職による指導を短期集中的に受ける。 ●リハビリテーションを行う。	訪問型短期集中予防サービス	×	○	○	×	○	→P.28	
		(介護予防) 訪問リハビリテーション	×	×	○	○	○	→P.21	
	●入浴をする。	(介護予防) 訪問入浴介護	×	×	○	○	○	→P.21	
		(介護予防) 訪問看護	×	×	○	○	○	→P.21	
	●医療的な支援を受ける。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	×	×	×	×	○	→P.26	
		(介護予防) 居宅療養管理指導	×	×	○	○	○	→P.22	
		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	×	×	×	○	○	(要介護3以上) →P.25	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	×	×	×	○	○	(要介護3以上) →P.27	
	●日常生活上の介護などを受ける。	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	×	×	○	○	○	→P.22	
		地域密着型特定施設入居者生活介護	×	×	×	○	○	→P.27	

サービスの種類	利用できる人				掲載ページ		
	自立	事業対象者	要支援 1・2	要介護 1～5			
入居・入所して利用する	●リハビリテーションを行う。	介護老人保健施設(老人保健施設)	×	×	×	○	→P.25
	●長期療養する。	介護医療院	×	×	×	○	→P.25
	●短期間入所する。	(介護予防) 短期入所生活介護/療養介護	×	×	○	○	→P.22
	●認知症の人が共同生活を行う。	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	×	×	○	○	(要支援2以上) →P.27
利便的に利用する	●通所、訪問、泊まりを一体的に利用する。	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	×	×	○	○	→P.27
		看護小規模多機能型居宅介護	×	×	×	○	→P.27
生活する環境を整える	●福祉用具をレンタルする。	(介護予防) 福祉用具貸与	×	×	○	○	→P.23
		(介護予防) 特定福祉用具販売	×	×	○	○	→P.23
	●福祉用具を購入する。	(介護予防) 住宅改修費支給	×	×	○	○	→P.24
		高齢者住宅改修助成	×	×	○	○	(所得制限等あり) (所得制限等あり) →P.30
	●紙おむつの支給を受ける。	すっきりさわやかサービス	×	×	×	○	(収入制限など条件あり) →P.30
	●自宅で理髪の手続きを受ける。	福祉理髪サービス	×	×	×	○	(要介護3以上、非課税世帯) →P.30
	●タクシー利用の助成を受ける。	外出支援サービス	×	×	×	○	(要介護3以上) →P.30
	●介護車両の購入、または改造の助成を受ける。	らくらくケアカー改造助成	×	×	×	○	(要介護3以上、前倒し補助) →P.30
	●電話機の貸与を受ける。	日常生活用具給付等	○	○	○	○	(独居または高齢者のみ世帯で非課税世帯) →P.31
	●電磁調理器、火災警報器、自動消火器の給付を受ける。	日常生活用具給付等	×	×	○	○	(独居・高齢者世帯で非課税世帯) →P.31
	●お弁当の配達を受ける。	配食サービス	×	○	○	○	(低栄養状態など条件あり) →P.31
	●ふとんの水洗いのサービスを受ける。	ふとんクリーンサービス	○	○	○	○	(独居または高齢者のみ世帯、または、要介護3以上) →P.31
	●緊急通報システムの機器を設置する。	緊急通報システム	○	○	○	○	(独居、高齢者のみの世帯、昼間・夜間独居の高齢者) →P.31
	●認知症個人賠償責任保険に加入する。	認知症高齢者等個人賠償責任保険	○	○	○	○	(認知症の人あるいは認知症の疑いがある人) →P.31
	行方不明・徘徊を予防する	●GPS機器の貸与を受ける。	認知症高齢者等探索システム利用支援	○	○	○	○
●認知症の人の情報を関係者で共有し、日常的な見守り、行方不明時の早期対応に活かす。		草津市認知症高齢者等見守りネットワーク	○	○	○	○	(認知症により道に迷うおそれのある高齢者等) →P.31

●市内・県内の介護サービス事業所は市ホームページより、外部リンクにてお探しいただけます。

[事業所一覧]



●草津市介護予防・日常生活支援総合事業事業所一覧

[総合事業事業所一覧]





在宅サービス

自宅など住んでいる居宅を中心にしたサービスです。

●利用料について

利用者がサービス事業者を支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割～3割です。利用する事業所の所在地や規模、体制により記載されている費用のめやすと異なる場合があります。

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人																		
通所介護 (デイサービス)  <small>※要支援1・2の人は、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスを利用できます。</small>	通所介護事業所で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。 ■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)※送迎を含む <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>6,876円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>8,119円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>9,405円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>10,690円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>11,996円</td></tr> </table>	要介護1	6,876円	要介護2	8,119円	要介護3	9,405円	要介護4	10,690円	要介護5	11,996円	P29通所型サービスを参照してください。								
要介護1	6,876円																			
要介護2	8,119円																			
要介護3	9,405円																			
要介護4	10,690円																			
要介護5	11,996円																			
通所リハビリテーション (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション 	介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。 ■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)※送迎を含む <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>8,039円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>9,526円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>11,035円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>12,818円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>14,548円</td></tr> </table>	要介護1	8,039円	要介護2	9,526円	要介護3	11,035円	要介護4	12,818円	要介護5	14,548円	介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせたサービス(栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。 ■サービス費用のめやす (月単位の定額) ※送迎、入浴を含む <table border="1"> <tr><td>要支援1</td><td>1か月23,927円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>1か月44,605円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>・栄養改善</td><td>1か月 2,110円</td></tr> <tr><td>・口腔機能向上(Ⅱ)</td><td>1か月 1,688円</td></tr> </table>	要支援1	1か月23,927円	要支援2	1か月44,605円	・栄養改善	1か月 2,110円	・口腔機能向上(Ⅱ)	1か月 1,688円
要介護1	8,039円																			
要介護2	9,526円																			
要介護3	11,035円																			
要介護4	12,818円																			
要介護5	14,548円																			
要支援1	1か月23,927円																			
要支援2	1か月44,605円																			
・栄養改善	1か月 2,110円																			
・口腔機能向上(Ⅱ)	1か月 1,688円																			

介護予防通所リハビリテーションでは、利用者の目標に応じて次のようなプログラムを単独で、あるいは複数を組み合わせて利用できます。なお、事業所ごとに利用できるサービスが異なりますので、詳細は各事業所にお問い合わせください。

栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。





口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

ポイント




◆要介護1～5の人も要支援1・2の人も、一部を除いて利用できるサービスの類型はほぼ同じですが、要支援1・2の人についてはより「目標志向型」の介護予防サービスとなっています。

介護保険・介護予防では自立支援のためにこんなサービスが利用できます

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人															
訪問介護 (ホームヘルプ)  <small>※要支援1・2の人は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを利用できます。</small>	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。 ■サービス費用のめやす <table border="1"> <tr><td>身体介護</td><td>20分以上30分未満</td><td>2,610円</td></tr> <tr><td></td><td>30分以上1時間未満</td><td>4,140円</td></tr> <tr><td></td><td>1時間以上1時間30分未満</td><td>6,066円</td></tr> <tr><td>生活防</td><td>20分以上45分未満</td><td>1,915円</td></tr> <tr><td></td><td>45分以上</td><td>2,354円</td></tr> </table> ※早朝、夜間、深夜などは加算あり 通院のための乗車または降車の介助1,037円 ※要支援では利用できません ※移送にかかる費用は別途自己負担 ※生活援助は独居や家族が病气などのため本人や家族が家事を行えない場合、利用できます。	身体介護	20分以上30分未満	2,610円		30分以上1時間未満	4,140円		1時間以上1時間30分未満	6,066円	生活防	20分以上45分未満	1,915円		45分以上	2,354円	P28訪問型サービスを参照してください。
身体介護	20分以上30分未満	2,610円															
	30分以上1時間未満	4,140円															
	1時間以上1時間30分未満	6,066円															
生活防	20分以上45分未満	1,915円															
	45分以上	2,354円															
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 	介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。 ■サービス費用のめやす 13,546円	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。 ■サービス費用のめやす 9,159円															
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。 ■サービス費用のめやす (1回につき) 3,249円 <small>※20分間リハビリテーションを行った場合</small>	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。 ■サービス費用のめやす (1回につき) 3,143円 <small>※20分間リハビリテーションを行った場合</small>															
訪問看護 介護予防訪問看護 	疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や支援を行います。 ■サービス費用のめやす <table border="1"> <tr><td>訪問看護ステーションから(30分未満)</td><td>5,039円</td></tr> <tr><td>病院または診療所から(30分未満)</td><td>4,269円</td></tr> </table>	訪問看護ステーションから(30分未満)	5,039円	病院または診療所から(30分未満)	4,269円	疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や支援を行います。 ■サービス費用のめやす <table border="1"> <tr><td>訪問看護ステーションから(30分未満)</td><td>4,825円</td></tr> <tr><td>病院または診療所から(30分未満)</td><td>4,087円</td></tr> </table>	訪問看護ステーションから(30分未満)	4,825円	病院または診療所から(30分未満)	4,087円							
訪問看護ステーションから(30分未満)	5,039円																
病院または診療所から(30分未満)	4,269円																
訪問看護ステーションから(30分未満)	4,825円																
病院または診療所から(30分未満)	4,087円																

●利用料について

利用者がサービス事業者を支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割～3割です。利用する事業所の所在地や規模、体制により記載されている費用のめやすと異なる場合があります。

訪問を受けて利用する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人														
訪問を受けて利用する	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。														
	■サービス費用のめやす 医師による指導 5,150円(1か月に2回まで)																
短期間入所する	短期入所生活介護／療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所生活介護／療養介護 	介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。														
	■サービス費用のめやす(1日につき) ●短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室) <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>6,361円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>7,089円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>7,859円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>8,598円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>9,326円</td></tr> </table>		要介護1	6,361円	要介護2	7,089円	要介護3	7,859円	要介護4	8,598円	要介護5	9,326円	■サービス費用のめやす(1日につき) ●介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室) <table border="1"> <tr><td>要支援1</td><td>4,758円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>5,918円</td></tr> </table>		要支援1	4,758円	要支援2
要介護1	6,361円																
要介護2	7,089円																
要介護3	7,859円																
要介護4	8,598円																
要介護5	9,326円																
要支援1	4,758円																
要支援2	5,918円																
		●介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設(多床室) <table border="1"> <tr><td>要支援1</td><td>6,405円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>8,088円</td></tr> </table>		要支援1	6,405円	要支援2	8,088円										
要支援1	6,405円																
要支援2	8,088円																
在宅に近い暮らしをする	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。														
	■サービス費用のめやす(1日につき) <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>5,663円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>6,364円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>7,095円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>7,774円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>8,495円</td></tr> </table>		要介護1	5,663円	要介護2	6,364円	要介護3	7,095円	要介護4	7,774円	要介護5	8,495円	■サービス費用のめやす(1日につき) <table border="1"> <tr><td>要支援1</td><td>1,912円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>3,270円</td></tr> </table>		要支援1	1,912円	要支援2
要介護1	5,663円																
要介護2	6,364円																
要介護3	7,095円																
要介護4	7,774円																
要介護5	8,495円																
要支援1	1,912円																
要支援2	3,270円																

福祉用具貸与・購入、住宅改修
生活する環境を整えるサービス

福祉用具をレンタルする

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与
【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具(下記の品目)をレンタルするサービスです。



- ① 車いす
- ② 車いす付属品(電動補助装置など)
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊寝台付属品(サイドレールなど)
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 手すり(工事をとまなわないもの)
- ⑧ スロープ(工事をとまなわないもの)
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器はいかい
- ⑫ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ⑬ 自動排泄処理装置

①～⑥、⑪⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません(尿のみを吸引するものは除く)。

●利用者負担について

※レンタル費用の1割～3割です。支給限度額(15ページ参照)が適用されます。
※用具の種類や事業者により金額は変わります。

福祉用具を購入する

申請が必要です

特定福祉用具販売
【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

●利用者負担について

※いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に費用の9割～7割が支給されます。

都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業所の了解が得られた場合は、利用者があらかじめ費用の1割～3割を事業所に支払い、残りを市が事業者を支払う方法(受領委任払)もあります。
※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。



- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分
- ⑥ 排泄予測支援機器
- ⑦ 固定用スロープ
- ⑧ 歩行器(歩行車を除く)
- ⑨ 歩行補助つえ(松葉づえを除く)

住宅改修

工事着工前の事前の申請が必要です!

※有資格の市担当職員が専門的観点から利用者の自立支援を助ける内容の改修となっているか、確認します。

住宅改修費支給 【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。

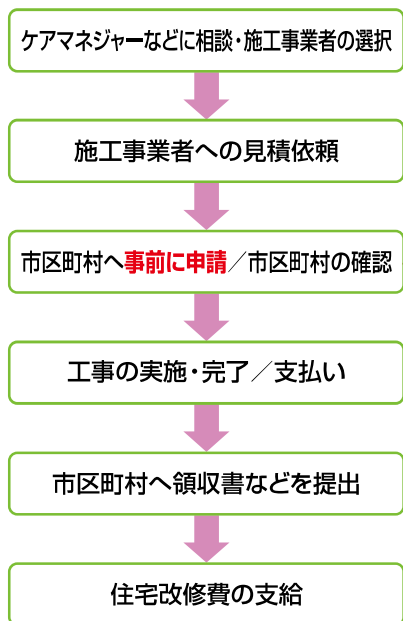
- 手すりの取り付け
- 引き戸等への扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- 段差の解消
- 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更



●利用者負担について

- ※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に費用の9割～7割が支給されます。
- ※施工事業者の了解が得られた場合は、利用者があらかじめ改修費の1～3割を事業者支払い、残りを市が事業者へ支払う方法（受領委任払）もあります。
- ※引越した場合は要介護状態区分が大きく上がったときなど、再度の給付を受けられる場合があります。

手続きの流れ



申請に必要な書類

- 介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給事前承認申請書
- 工事内容見積書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
※工事料金の支払いが前金と工事後などに分かれ、前金を工事の事前承認が下りる前に支払われている場合、介護保険の対象外の工事であった際は、介護保険の給付として支給することができませんのでご注意ください。
- 住宅改修が必要な理由書(草津市高齢者等住宅改修(改造)にかかる所見および確認書(写し))
ケアマネジャーなどに作成を依頼します。
- 改修前の日付入りの写真
- 改修箇所を記入した平面図
- 住宅の所有者の承諾書
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

提出に必要な書類

- 介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書(原本確認必須・写し可)
- 請求書(写しでも可)
- 工事費内訳書
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付。
- 草津市高齢者等住宅改修(改造)にかかる所見および確認書(原本)
- 振込口座の通帳の写し

施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。

●要支援の人は、施設サービスは利用できません。

施設に入所する	サービスの種類	要介護1～5の人
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	<p>寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。 ※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。</p>
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	<p>病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。</p>
	介護医療院	<p>主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。</p>





地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の特性に応じたサービスを利用できます。

※サービスの種類の細字は、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

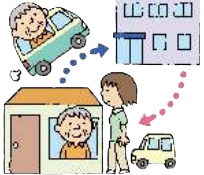
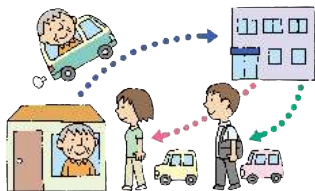



●利用料について

利用者がサービス事業者を支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割～3割です。利用する事業所の所在地や規模、体制により記載されている費用のめやすと異なる場合があります。

サービスの種類	サービスの内容																				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※要支援1・2の人は利用できません。	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。																				
	<p>■サービス費用のめやす (1か月につき) 一体型訪問看護サービスを行わない場合</p> <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>58,272円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>104,004円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>172,698円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>218,461円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>264,204円</td></tr> </table> <p>■サービス費用のめやす (1か月につき) 一体型訪問看護サービスを行う場合</p> <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>85,022円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>132,819円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>202,743円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>249,930円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>302,788円</td></tr> </table>	要介護1	58,272円	要介護2	104,004円	要介護3	172,698円	要介護4	218,461円	要介護5	264,204円	要介護1	85,022円	要介護2	132,819円	要介護3	202,743円	要介護4	249,930円	要介護5	302,788円
要介護1	58,272円																				
要介護2	104,004円																				
要介護3	172,698円																				
要介護4	218,461円																				
要介護5	264,204円																				
要介護1	85,022円																				
要介護2	132,819円																				
要介護3	202,743円																				
要介護4	249,930円																				
要介護5	302,788円																				
夜間対応型訪問介護 ※要支援1・2の人は利用できません。	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。																				
	<p>■サービス費用のめやす (オペレーションセンターを設置している場合)</p> <table border="1"> <tr><td>基本夜間対応型訪問介護</td><td>10,582円/月</td></tr> <tr><td>定期巡回サービス</td><td>3,980円/回</td></tr> <tr><td>随時訪問サービス</td><td>6,066円/回</td></tr> </table>	基本夜間対応型訪問介護	10,582円/月	定期巡回サービス	3,980円/回	随時訪問サービス	6,066円/回														
基本夜間対応型訪問介護	10,582円/月																				
定期巡回サービス	3,980円/回																				
随時訪問サービス	6,066円/回																				
地域密着型通所介護 ※要支援1・2の人は介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスを利用できます。	定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。																				
	<p>■サービス費用のめやす (7時間以上8時間未満の場合)</p> <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>7,868円/回</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>9,300円/回</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>10,784円/回</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>12,247円/回</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>13,710円/回</td></tr> </table>	要介護1	7,868円/回	要介護2	9,300円/回	要介護3	10,784円/回	要介護4	12,247円/回	要介護5	13,710円/回										
要介護1	7,868円/回																				
要介護2	9,300円/回																				
要介護3	10,784円/回																				
要介護4	12,247円/回																				
要介護5	13,710円/回																				
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に家族的な雰囲気のデイサービスなど専門的なケアを提供する通所介護です。																				
	<p>■サービス費用のめやす (7時間以上8時間未満) 単独型の施設を利用する場合</p> <table border="1"> <tr><td>要支援1</td><td>9,083円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>10,138円</td></tr> <tr><td>要介護1</td><td>10,486円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>11,626円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>12,765円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>13,915円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>15,054円</td></tr> </table>	要支援1	9,083円	要支援2	10,138円	要介護1	10,486円	要介護2	11,626円	要介護3	12,765円	要介護4	13,915円	要介護5	15,054円						
要支援1	9,083円																				
要支援2	10,138円																				
要介護1	10,486円																				
要介護2	11,626円																				
要介護3	12,765円																				
要介護4	13,915円																				
要介護5	15,054円																				

※原則として他の市町村のサービスは利用できません。

住み慣れた地域で生活をする

サービスの種類	サービスの内容																				
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の心身の状態や希望に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせる小規模な拠点です。																				
	<p>■サービス費用のめやす (1か月につき)</p> <table border="1"> <tr><td>要支援1</td><td>36,397円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>73,554円</td></tr> <tr><td>要介護1</td><td>110,331円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>162,153円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>235,887円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>260,342円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>287,054円</td></tr> </table>	要支援1	36,397円	要支援2	73,554円	要介護1	110,331円	要介護2	162,153円	要介護3	235,887円	要介護4	260,342円	要介護5	287,054円						
要支援1	36,397円																				
要支援2	73,554円																				
要介護1	110,331円																				
要介護2	162,153円																				
要介護3	235,887円																				
要介護4	260,342円																				
要介護5	287,054円																				
看護小規模多機能型居宅介護 ※要支援1・2の人は利用できません。	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。																				
	<p>■サービス費用のめやす (1か月につき) 同一建物に居住する人以外の人に対して行う場合</p> <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>131,315円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>183,728円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>258,274円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>292,931円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>331,354円</td></tr> </table> <p>■サービス費用のめやす (1か月につき) 同一建物に居住する人に対して行う場合</p> <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>118,307円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>165,540円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>232,701円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>263,929円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>298,543円</td></tr> </table>	要介護1	131,315円	要介護2	183,728円	要介護3	258,274円	要介護4	292,931円	要介護5	331,354円	要介護1	118,307円	要介護2	165,540円	要介護3	232,701円	要介護4	263,929円	要介護5	298,543円
要介護1	131,315円																				
要介護2	183,728円																				
要介護3	258,274円																				
要介護4	292,931円																				
要介護5	331,354円																				
要介護1	118,307円																				
要介護2	165,540円																				
要介護3	232,701円																				
要介護4	263,929円																				
要介護5	298,543円																				
認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援1の人は利用できません。	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。																				
	<p>■サービス費用のめやす (1日につき) ユニット数1の場合</p> <table border="1"> <tr><td>要支援1</td><td>7,952円</td></tr> <tr><td>要介護1</td><td>7,994円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>8,370円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>8,610円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>8,788円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>8,976円</td></tr> </table>	要支援1	7,952円	要介護1	7,994円	要介護2	8,370円	要介護3	8,610円	要介護4	8,788円	要介護5	8,976円								
要支援1	7,952円																				
要介護1	7,994円																				
要介護2	8,370円																				
要介護3	8,610円																				
要介護4	8,788円																				
要介護5	8,976円																				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ユニット型) ※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、生活機能の向上を目指して介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。																				
	<p>■サービス費用のめやす (1日につき) ユニット型個室を利用した場合</p> <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>7,126円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>7,868円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>8,652円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>9,415円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>10,146円</td></tr> </table>	要介護1	7,126円	要介護2	7,868円	要介護3	8,652円	要介護4	9,415円	要介護5	10,146円										
要介護1	7,126円																				
要介護2	7,868円																				
要介護3	8,652円																				
要介護4	9,415円																				
要介護5	10,146円																				
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※要支援1・2の人は利用できません。	定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。																				
	<p>■サービス費用のめやす (1日につき)</p> <table border="1"> <tr><td>要介護1</td><td>5,705円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>6,416円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>7,158円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>7,837円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>8,569円</td></tr> </table>	要介護1	5,705円	要介護2	6,416円	要介護3	7,158円	要介護4	7,837円	要介護5	8,569円										
要介護1	5,705円																				
要介護2	6,416円																				
要介護3	7,158円																				
要介護4	7,837円																				
要介護5	8,569円																				

介護保険・介護予防のサービスについて

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

自立した生活を送るため、日常生活の簡単な手助けをしよう

生活支援型訪問サービス

介護事業所や民間事業所のスタッフが訪問し、生活援助（買い物、掃除等）を利用者とともにを行います。



■ 利用料金のめやす(1回につき)

利用料(1回につき)
2,364円

介護予防型訪問サービス [訪問介護相当サービス]

ホームヘルパーなどの専門職が訪問し、身体介護（食事や入浴の介助）や生活援助（買い物、掃除等）を利用者とともにを行います。



■ 利用料金のめやす(1か月につき)

利用料(1か月につき)	
週1回程度の利用	12,583円
週2回程度の利用	25,134円
週2回程度を超える利用 (要支援2相当のみ)	39,878円

生活サポート事業

シルバー人材センターやNPO法人などの登録者で、一定の研修を受けた人が訪問し、生活援助（買い物、掃除等）を利用者とともにを行います。

■ 利用料金のめやす(1回につき)

利用料(1回につき)
1,300円

※ご希望の内容やお住まいの地域によってはサービスを提供できない場合があります。

期間を限定して専門職の支援を受け、日常生活の自立を目指す

訪問型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職や歯科衛生士などの専門職が訪問し、生活習慣や介護予防指導を、期間を限定し短期的に行います。

- 利用料 無料
- サービス提供時間および期間のめやす
月1回60分程度を3か月間



- 支援の要否
- 低栄養状態の改善に向けた支援
 - 口腔機能の改善に向けた支援
 - 日常生活における基本動作の改善に向けた支援

● 利用料について

利用者がサービス事業者を支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割～3割です。初回利用時や個別サービスの利用など別途加算が生じる場合があります。また、通所型サービスで食費や日常生活費が必要となる場合は、別途自己負担となります。

介護保険・介護予防では自立支援のためにこんなサービスが利用できます

通所型サービス

通所介護事業所等で、食事や運動などのサービスを受ける

活動型デイサービス

介護事業所や民間事業所のスタッフなどによる、体操やレクリエーションなどのサービスです。

■ 利用料金のめやす(1回につき)

利用料(1回につき)	
全日	3,302円
半日	2,999円



介護予防型デイサービス [通所介護相当サービス]

通所介護事業所で、介護福祉士等の専門職による入浴や移動、食事などの介助を受けながら、体操やレクリエーションなどを行います。

■ 利用料金のめやす(1か月につき)

利用料(1か月につき)	
週1回程度の利用	18,789円
週2回程度の利用	37,839円



通所型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職による、運動器機能と活動性の向上、体力づくりなどを目的とした運動機能向上訓練や、自立に向けた参加者同士の話し合いなどを短期的に行います。

- 利用料 無料
- サービス提供時間および期間のめやす
通所：週1回90分程度を3か月間
訪問指導：月1回45分程度を3か月間

- プログラム
- 通所・訪問一体型サービス
(教室と訪問指導を一体的に提供するサービス)

その他高齢者福祉等のサービス

介護保険で利用できるサービスだけでなく、要介護者や介護に携わっている方を対象にさまざまなサービスを実施しています。

高齢者の在宅介護を支えるサービス (問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2362)

●福祉理髪サービス

家庭を訪問して、理髪を行います。年2回

対象となる方 65歳以上の要介護3～5の在宅高齢者で市民税非課税世帯の方(ただし被生活保護者は除く)

利用料 無料



●高齢者住宅改造助成

改造費50万円を限度に7/12を助成(助成限度額 29万1千円)します。ただし、介護保険制度による住宅改修が優先されます。

対象となる方 「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の準ねたきり(ランクA)以上に該当する65歳以上の方で、本人と配偶者および扶養義務者の所得が制限額を超えない方

*事前に申請が必要ですのでご注意ください。

●外出支援サービス

福祉タクシー利用券等を支給します。

対象となる方 要介護3～5の在宅高齢者等(第2号被保険者を含む)

タクシー初乗り運賃相当分 6枚/3か月

ただし、身体障害者手帳1、2級等で在宅の方は障害福祉課で利用いただけます。



●らくらくケアカー改造助成(改造自動車に対する助成)

改造費7万5千円を限度に、介護車両の購入費等のうち、改造費相当分を助成します。

対象となる方 65歳以上の要介護3～5の在宅高齢者等(所得制限等あり)

種類 新車購入助成および現に所有する車両に対する改造助成(上限7万5千円)、中古車購入助成(初年度登録年月から36か月以内の場合:上限4万5千円、37か月以上の場合:上限2万3千円)

*購入および改造の前に申請が必要ですのでご注意ください。

●家族介護教室・家族介護なんでも相談会

介護されている方や介護に興味がある方を対象に教室および相談会を実施します。

●認知症高齢者等探索システム利用支援

(問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2372)

認知症等により道に迷うおそれのある高齢者等と介護されている

家族等が安心して生活できるよう、高齢者等の所在を検索できる機器を無償で貸与します。

対象となる方 認知症等により道に迷うおそれのある高齢者または第2号被保険者で認定を受けておられる方

内容 初期費用(機器本体および付属品)、月額基本料金等は市で負担

現場急行料金、追加バッテリー料金、機器本体の紛失・破損時は利用者負担

●すっきりさわやかサービス(紙おむつ等の支給)

(問合せ先 介護保険課 ☎561-2369)

毎月1回ご自宅に配達します。枚数は種類により異なります。

対象となる方 要介護1～5の常時紙おむつ等が必要な在宅高齢者で下記①②のいずれかに該当

①直近の介護認定の主治医意見書「尿失禁」に該当

②直近の介護認定の認定調査項目の「排尿」または「排便」が見守り以上に該当(なお、サービス登録申請時は在宅に限る)

利用料 月600円(★一部利用者は1,200円または1,800円)

種類 ・フラットタイプ ・テープ止めタイプ ・パンツタイプ ・尿とりパッド

*サービス登録後、3か月以内の入院の場合、病院への持込が可能な場合は、支給できません。持込ができない場合は、入院中に支払ったおむつ代のうち、月6,000円を上限として、市への請求によりその9割分(★一部利用者は8割分または7割分)を支給します。

★は14ページの一定以上の所得のある方が2割または3割の対象です。

生活機能が低下し介護や支援が必要となるおそれのある高齢者を対象に、その心身の状況等に応じて、さまざまなサービスを実施しています。

*サービスのご利用にあたっては、地域包括支援センターで作成する介護予防ケアプランが必要な場合があります。

高齢者の在宅生活を支えるサービス (問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2362)

●日常生活用具給付等

日常生活用具を給付または貸与します。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方で市民税非課税世帯の方(給付については、要支援1・2、要介護1～5の方に限ります)

給付 電磁調理器、火災警報器、自動消火器

貸与 高齢者福祉電話

利用料 無料

利用料 基本料および通話料は実費負担

●配食サービス

低栄養状態を改善するため、お弁当(昼食のみ)を自宅に配達します。対象者の状態に合わせて、おかゆやさざみ食などにもできます。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、見守り等の支援及び栄養状態の改善が必要と認められた方等

利用料 ●総合事業型…1食303円(食材費269円と配送料の一部34円)(★一部利用者は337円または371円)

●任意事業型…1食306円(食材費269円と配送料の一部37円)(★一部利用者は343円または381円)

*事業対象者または要支援者は総合事業型に、それ以外の方は任意事業型にそれぞれ区分されます。

●ふとんクリーンサービス

ふとんの水洗いのサービスを行います。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯でふとんを干すことが困難な方、または65歳以上の要介護3～5の高齢者

利用回数 水洗い 年2回(要介護3～5の方 年3回)

利用料 1組(敷き布団1枚・掛け布団1枚・毛布1枚)1回当たり990円(羽毛布団・和布団を除く。)

(★一部利用者は1,980円または2,970円)

*上記組み合わせのうち、1枚を羽毛布団、または和布団に変更する場合は、別途、追加料金(1枚当たり50円)が必要です。(★一部利用者は、100円または150円)

●緊急通報システム

緊急事態が発生した場合に、簡単な操作で緊急通報システム受信センターを通じて消防署や協力員へ連絡ができる機器を設置します。また、受信センターには看護師が常駐し、お電話による近況確認(月1回)や24時間対応の健康相談もいたします。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方、昼間・夜間独居の高齢者

利用料 無料

*一部の無線タイプの電話回線において、緊急通報がご利用できない場合があります。

*NTTのアナログ回線以外の回線において、停電時に緊急通報が使用できないなどの不具合が生じる場合があります。

●草津市認知症高齢者等見守りネットワーク

(問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2372)

認知症等により道に迷うおそれのある方を日常的に見守り、行方不明時の早期対応を行うための協体制を構築します。

対象となる方 認知症等により道に迷うおそれのある高齢者または特定疾病による身体上、精神上的の障害がある第2号被保険者

利用料 無料

●草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の人あるいは認知症の疑いがある人が起こした事故等により法律上の損害賠償が発生し、その家族等に損害賠償責任が及んだ際に、市が加入する保険で補償します。

対象となる方 草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録者のうち、草津市の住民基本台帳に登録されている人で、認知症の人あるいは認知症の疑いがある人

利用料 無料

申請時のご注意!

平成28年1月以降、各種申請において(緊急通報システムおよび草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録、草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険を除く)、個人番号(マイナンバー)を記入することが必要となっています。また、本人への他人のなりすましを防ぐために本人確認が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

★は14ページの一定以上の所得のある方が2割または3割の対象です。

保健サービス (問合せ先 健康増進課 ☎561-2323)

●健康手帳の交付(無料)

各種けん診、健康相談時に、けん診実施機関および健康増進課で交付します。厚生労働省のホームページより、印刷していただくこともできます。けん診結果等を記録し、健康管理に役立てていただくための手帳です。



●節目歯科健康診査

6月～翌年3月に実施歯科医療機関で行います。
対象となる方 20・30・40・50・60・70歳(令和8年4月1日現在)
受診料 1,000円(※下記①③の方は無料)

●各種検診(対象年齢の基準を受診年度3月末日の年齢とします。)

各検診の部位において、自覚症状のある方、治療中あるいは経過観察中の方、検診を受ける際に必要な体勢がとれない方、がん検診の結果が要精密検査の場合、精密検査を受けることが困難な方は原則受けることができません。

※社会情勢等の理由により、各種検診が中止となる可能性があります。

【個別検診】 集団検診も実施しています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

種類	対象者	受診料・実施の方法
胃がん (胃バリウム検査)	50歳以上	2,300円(※下記①③④の方は無料) 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。胃バリウム検査、もしくは胃内視鏡検査のうち、いずれかを2年度内に1回受診できます。
胃がん (胃内視鏡検査)	50歳以上	3,100円(※下記①③④の方は無料) 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。胃バリウム検査、もしくは胃内視鏡検査のうち、いずれかを2年度内に1回受診できます。
大腸がん	40歳以上	500円(※下記①③④の方は無料) 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。
肺がん・結核	40歳以上	700円(※下記①③④の方は無料) 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。
乳がん	40歳～49歳の女性	2,000円(※下記①の方は無料) 実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和8年度末まで41・46歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。
	50歳以上の女性	1,400円(※下記①③④の方は無料) 実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和8年度末まで51・56・61歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。
子宮頸がん	20歳以上の女性	1,600円(※下記①③④の方は無料) 実施医療機関で行います。受診頻度は2年度に1回です。令和8年度末まで21・26・31・36・41歳の女性の方に無料クーポン券を送付します。
肝炎ウイルス	40歳以上	1,000円(※下記①③④の方は無料) 令和8年度末まで40・45歳の方で過去に草津市肝炎ウイルス検診を受けたことのない方に無料クーポン券を送付します。 ★上記対象以外で本検診を受けたことのない方は事前に健康増進課で手続きを行ってください。 6月～翌年2月に実施医療機関で行います。受診は一生に1回です。

●高齢者の定期予防接種(肺炎球菌感染症、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹)

種類	対象者	接種料・実施の方法
肺炎球菌感染症	●接種日当日に65歳の方 ●接種日当日に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方	接種料はひとり1回限り3,600円(※下記①の方は無料) 過去に一度でも接種された方は、助成の対象外となります。65歳の誕生日の1日前から66歳の誕生日の1日前まで実施医療機関で接種できます。
インフルエンザ	標準量 ●接種日当日に65歳以上の方 ●接種日当日に60～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方	接種料は今年度1回限り1,500円(※下記①の方は無料。接種料が変更となる場合は9月に広報します。) 10月～翌年1月に実施医療機関で接種できます。
	高用量 ●接種日当日に75歳以上の方 ※75歳以上の方は、標準量と高用量のどちらかを選択し、1回接種してください。	接種期間や接種料等の詳細は市ホームページに掲載しますので、そちらをご確認ください。
新型コロナウイルス感染症	●接種日当日に65歳以上の方 ●接種日当日に60～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方	接種料は今年度1回限り4,700円(※下記①の方は無料。接種料が変更となる場合は9月に広報します。) 10月～翌年3月に実施医療機関で接種できます。
带状疱疹	●年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方 ●60歳～65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方	接種料は ビケン＝2,500円、1回接種で完了 ラングリックス＝1回につき6,500円、2回接種で完了 どちらか一方の種類のみ4月～翌年3月に実施医療機関で接種できます。(※下記①の方は無料)

＜受診料・接種料の免除について＞

- ①市民税が非課税世帯または免除世帯、生活保護世帯の方で健康増進課に申請書を提出し、(本人確認書類を持参、代理人が申請する場合は代理人の本人確認書類も持参)、**免除の決定通知を受けられた方**(受診前に免除の手続きが必要です。窓口・郵送・電子申請(電子申請は6月頃から利用可能)での申請を受け付けてから1週間程度で受診料・接種料の免除の可否にかかる通知書を送送します。日程に余裕をもって、申請手続をしてください。)
- ②受診年度3月末日で65歳以上の方 ③受診年度3月末日で70歳以上の方
- ④65～69歳で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している人で受診時にマイナ保険証、資格確認書等を提示した方

公益社団法人草津市シルバー人材センターのサービス

(問合せ先 草津市シルバー人材センター ☎568-8881 FAX 568-8883)

シルバー人材センターとは

60歳以上の健康で働く意欲のある方が会員となり、ご依頼のあった内容に合わせて作業させていただきます。(有料)

●家事援助サービス

日常の家事のお手伝いをします。
 例) 健康チェック、家の一般的な掃除、洗濯、衣類や部屋の整理、庭木の水やり、買物支援、薬の受取等



●除草作業

庭や空地等の除草作業を手刈りや機械刈りで行います。



●大工仕事

簡易な大工仕事を行います。

●空き家見守りサービス

空き家(空地)を定期的に訪問し、報告書と写真で状況をお知らせします。



●ふすま、障子、網戸の張替え

ふすま、障子、網戸の張替えを行います。

お気軽にお問い合わせください。担当が見積もりに伺います。(無料)

草津市社会福祉協議会の事業 (問合せ先 草津市社会福祉協議会 ☎ 562-0084 FAX 566-0377)

●車いすの貸し出し

病気やケガなどで歩行が困難な方に車いすを貸し出しています。

対象となる方

- ①草津市に居住する方
- ②草津市外に居住する方で、市内在住の親族が申請を行うことができる方

利用料 無料 ※対象者②に該当する方…1回500円

貸出期間 2か月

※返却日から2か月間は再度貸出を受けることができません。
 ※貸出期間を過ぎて返却いただく場合は、延滞料500円(その後1か月経過の都度500円を加算)を申し受けます。

貸出期間の延長

- 1回に限り最長2か月まで延長可
- 延長料500円

※申請者の本人確認ができるものをご持参ください。
 ※予約はお受けいたしかねます。
 ※在庫がなく貸出できない場合があります。

●電話訪問事業

ひとり暮らしの高齢者などに、傾聴ボランティアが電話をかけ、話し相手をするにことにより、孤立や孤独、認知症を予防し、利用者が日常生活を安心して送れるように援助します。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや居間独居の高齢者

●地域福祉権利擁護事業

福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、通帳、証書、ハンコなどの預かりサービスを行います。

対象となる方

- ①認知症の高齢者や知的障害、精神障害のある方などで判断能力が十分でない方
- ②日常生活を営む上で権利侵害を受けるなど①に準じる方で、援助に係る契約内容について判断し得る能力を有している方

利用料 有料(免除制度あり)

●地域サロン事業

町内会単位などでボランティアのみなさんが中心となって、町会館や集会所を利用して閉じこもりや介護予防を目的としたサロンを開催しています。

対象となる方 おおむね65歳以上の高齢者とする

- 閉じこもりがちな高齢者
- 外出の機会が少ない高齢者等を含む

※詳しくは、草津市社会福祉協議会地域サロン活動支援員にお尋ねください。

●心配ごとと相談所

暮らしの中のさまざまな心配ごと、悩みごとの相談に応じます。

相談日 平日(月～金曜日)の10時から12時、13時から15時まで

場所 草津市社会福祉協議会相談室
お申し込み・電話相談 ☎566-1266へ

※相談内容によっては、弁護士との相談(第1・3水曜日の10時から12時まで)も受けることができます(要予約)。
 ※年末年始、お盆、祝日は休みです。その他、都合により臨時で休みになることがあります。

●福祉車両貸出事業

市内に在住する高齢者や障害者等で車いす等を使用しなければ外出困難な方、傷病等で外出が困難な方に対して、草津市社会福祉協議会が所有する送迎車を貸出しています。(生活保護受給者は除きます)

利用料 1回300円(駐車場代、有料道路通行料等は利用者負担)
貸出車両 軽自動車2台
利用時間 土・日曜日、祝日を除く平日 8:30～17:00
利用範囲 片道20km以内(貸出対象者の居住地等を起点とした通算距離)

※車両貸出には申請が必要となりますので、一度お問合せください。

●おむつ・リハビリパンツの給付

使わなくなったおむつやリハビリパンツの寄付を受け、必要とされている方にお渡しします。

※ご寄付いただいた物品のため、数や種類には限りがあり、お渡しできない場合があります。

その他



●みんなでトーク（出前講座）

- ①「みんなの介護保険制度」
- ②「いきいき百歳体操」であなたのまを元気にしましょう
- ③「認知症を知り、支え合えるまをを目指して」（認知症サポーター養成講座、P51参照）
- ④「オーラルフレイル（ささいなお口の衰え）について知ましょう」
- ⑤「草津歯（し）・口からこんにちは体操」
- ⑥「フレイルってなに？～フレイルになる前に知っておきたいこと～」
- ⑦「未来ノート～生き方と逝き方を考えよう～」
- ⑧「近所力アップ講座」、「災害ボランティアセンターってなに？」、「ボランティア活動のすすめ」等をテーマとして市の施策や事業の説明を行い、パートナーシップによるまちづくりをするために市民と市職員がともに話し合います。

対象となる方 5人以上の団体やグループ（市内在住が在勤、在学している方）

実施日 平日（月～金曜日）のおおむね9時から17時の間で1時間30分まで。（会場の手配・準備等は申込団体等でお願ひします）

利用料 無料

お申し込み

①は介護保険課 介護保険係	☎561-2369へ
②③④⑤⑥⑦は長寿いきがい課 長寿政策係	☎561-2372へ
⑧は健康福祉政策課	☎561-2360へ
または草津市社会福祉協議会	☎562-0084へ

●長寿祝金事業

9月の敬老月間に、長寿祝金を地域の民生委員児童委員などを通じてお渡しします。

対象となる方 9月15日現在、市内に3か月以上在住で対象年齢の方
満88歳、満99歳、満100歳以上……1万円
男女最高齢者……3万円

問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2362

●シルバーほっとカード

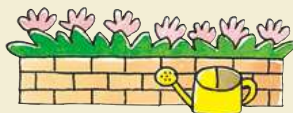
外出先での体調の急変や災害時に備え、家族等への迅速な対応が行えるよう配布しています。公共施設を高齢者料金で利用する際の証明書としても使用できます。

対象となる方 65歳以上の方

問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2362

●高齢者（65歳以上）の所得税・地方税上の「障害者控除」

身体障害者手帳等をお持ちでない方で、介護認定が「要介護1以上」である場合、障害の状況により所得税・地方税上の「障害者控除」の対象となります。（ただし、本人の状態により該当しない場合があります）



問合せ先 長寿いきがい課 高齢者福祉係 ☎561-2362

地域包括支援センターは 高齢者に関する相談窓口です

自立して生活できるよう
支援します

40ページへ

- 要支援1・2と認定された人は、総合事業のサービスや、介護保険の介護予防サービスを、また事業対象者と認定された人は総合事業のサービスをそれぞれ利用できます。

まずはご相談
ください

38ページへ

- 介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー



保健師・地域経験のある看護師



社会福祉士

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師・地域経験のある看護師、社会福祉士などが中心となって高齢のみなさんの支援を行います。それぞれ専門分野が異なりますが、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的にみなさんを支えます。

みなさんの権利を
守ります

39ページへ

- 高齢のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見したり、消費者被害などに対応します。

さまざまな方面から
みなさんを支えます

40ページへ

- 高齢のみなさんにとってより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワーク作りに入れます。

相談窓口（連絡先）は裏表紙へ

このほかにも、地域の実情に合わせて支援をします。

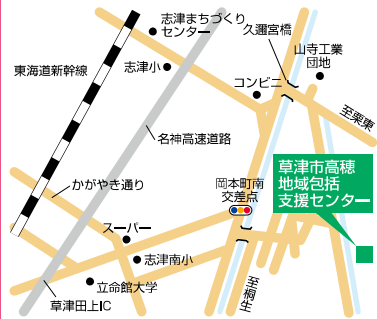
担当学区の地域包括支援センターへご相談ください

草津市では、中学校区に1か所ずつ、地域包括支援センターを設置しています。
身近な相談窓口として、お住まいの担当学区の地域包括支援センターをぜひご利用ください。

※訪問等で職員が不在にしている場合があります。相談でお越しの際は、事前にご連絡ください。

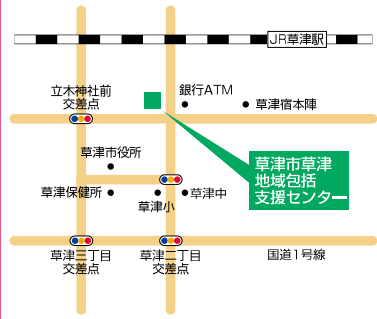
◆草津市高穂地域包括支援センター

- 住所：山寺町837番地
(特別養護老人ホーム菖蒲の郷内)
- 電話：561-8143
- FAX：561-9524
- 担当学区：志津・志津南・矢倉



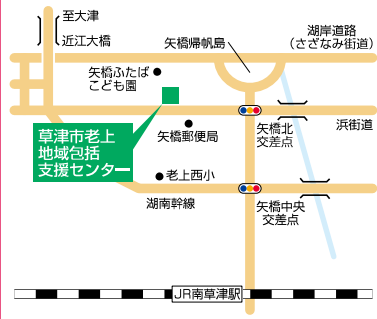
◆草津市草津地域包括支援センター

- 住所：草津三丁目9番14号
- 電話：561-8144
- FAX：561-9525
- 担当学区：草津・大路・渋川



◆草津市老上地域包括支援センター

- 住所：矢橋町885番地1
- 電話：561-8145
- FAX：561-9526
- 担当学区：老上・老上西



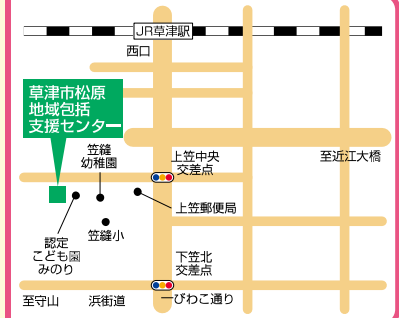
◆草津市玉川地域包括支援センター

- 住所：笠山一丁目1番46号
(南笠デイサービスセンターあさひ内)
- 電話：561-8146
- FAX：561-9527
- 担当学区：玉川・南笠東



◆草津市松原地域包括支援センター

- 住所：上笠一丁目9番11号
(上笠デイサービスセンター湯楽里内)
- 電話：561-8147
- FAX：561-9528
- 担当学区：山田・笠縫



◆草津市新堂地域包括支援センター

- 住所：志那中町25番地
(北部デイサービスセンター常盤の里内)
- 電話：568-4148
- FAX：568-3529
- 担当学区：笠縫東・常盤

